

# 戦間期フランス経済外交とドナウ地域 における統合構想の試み

## ——タルデュー・プランの構想過程と 多国間交渉の展開を中心に——

佐々木 裕 史

### はじめに

- 一 タルデュー・プランの形成過程
  - (一) 突然の転機と構想の政策的背景
  - (二) フランス内部での構想の二極化
  - (三) 最終決定に向けた外交的調整
- 四 小 括
- 二 タルデュー・プランの交渉過程と各国の応答
  - (一) 構想の公表と各国の初期反応
  - (二) 独伊協調による対抗軸の形成
  - (三) 金融支援構想と金融的現実主義
  - (四) 構想の完成と明らかになった全容
  - (五) 金融委員会報告書と対英交渉の分岐点
  - (六) 小 括
- 三 タルデュー・プランの後退と終焉
  - (一) 英仏の埋まらない溝
  - (二) 英仏事前協議での実務的調整
  - (三) ロンドン四大国会議における対立と分裂そして後退
  - (四) 審議再開の可能性と各国協調の模索
  - (五) 静かな終焉
  - (六) 小 括
- むすび——タルデュー・プランの残響と歴史的意義の再考

## はじめに

1932年3月2日、フランス首相兼外相アンドレ・タルデュー (André Tardieu) は、ドナウ地域諸国の経済危機に対応すべく、オーストリア、ハンガリー、チェコスロバキア、ユーゴスラヴィア、ルーマニア（以下「ドナウ地域諸国」）を対象とする包括的な経済再建構想、通称「タルデュー・プラン」を提案した（以下、「本構想」「本計画」「プラン」とも記す）。本構想は同年6月の政権交代によって実施には至らなかつたものの、ヨーロッパ諸国のあいだで活発な外交交渉と政策検討を促し、短期間ながら地域的統合に関する国際的議論の場を創出した。この点においてタルデュー・プランは、戦間期の地域再編構想の一つとして、従来の評価を超えた再考に値する。

本稿の目的は、これまで限定的に扱われてきたタルデュー・プランの形成過程と外交交渉の全体像を、一次史料に基づき再構成し、本構想の国際政治史的意義を明らかにすることである。

タルデュー・プランの核心は、ドナウ地域内における通商協定の再調整、金融支援の枠組み、そして経済の安定化と成長支援にあった。当時は国際的な支援制度や通商交渉の枠組みが十分には整備されておらず、そうした時代背景を踏まえるならば、構想は極めて包括的な試みであったと言える。その背景には、1929年の世界恐慌以降、ドナウ地域諸国が輸出不振、累積債務、通貨不安に直面するなか、主要国が対外経済政策において保護主義を強化し、結果として地域経済の分断と政治的不安定化が進行していたという状況がある。タルデューは本構想を、フランスの金融力とドナウ地域の地政学的安定化という目標を結びつける試みとして提示したのである。しかし、タルデュー・プランはドナウ地域を対象としながらも、その潜在的な拡張性において、ヨーロッパの経済的統合構想を先取りした計画と位置づけることも可能である。

タルデュー・プランに関しては、従来の研究において主に外交的失敗の

事例として取り上げられてきた。ジャック・バリエティ (Jacques Bariéty) は、1979年<sup>1)</sup> および1997年<sup>2)</sup> の二論考によって、タルデュー・プラン研究の嚆矢をなした。1979年の第一論考では、当時は未公開であった史料を用いて構想の外交的背景と交渉過程を再構成し、プランがフランスの対ドイツ封じ込め政策の一環として提示されたことを明らかにしている。1997年の第二論考は同年のソルボンヌ大学におけるシンポジウムに基づいて発表されたものであり、プランの起源をアリストイード・ブリアン (Aristide Briand) が1930年5月に発表した「ヨーロッパの連邦的連合構想<sup>3)</sup>」にもとめ、1931年5月の「建設的計画 (le plan constructif)<sup>4)</sup>」がプランの前身であったと論じている。これらの研究は、構想の外交経緯と起源の再構成において貴重な貢献をなしたが、構想の具体的な内容、特に通商政策や金融支援の意義は十分に論じられていない。

一方、ルネ・ジロー (René Girault) は、バリエティの第一論考に付された短評 (Korreferat)<sup>5)</sup> において、外交交渉過程中心の記述を評価しつつも、

- 
- 1) Bariéty, Jacques, "Der Tardieu-Plan zur Sanierung des Donauraums (Februar-Mai 1932)" pp. 361-387 in Hildebrand, Klaus, and Josef Becker (eds.), Internationale Beziehungen in der Weltwirtschaftskrise 1929-1933: Referate und Diskussionsbeiträge eines Augsburger Symposions, 29. März bis 1. April 1979, Schriften der Philosophischen Fakultäten der Universität Augsburg; Nr. 18. München: Vögel, 1980. (以下、"Internationale Beziehungen")
  - 2) Bariéty, Jacques, "Le plan Tardieu d'aide aux pays danubiens et la France," *Revue d'Europe Centrale* 5 (2), 2ème semestre (1997). (以下、"Le plan Tardieu").
  - 3) 国際連盟文書館 (ジュネーブ・スイス) 所蔵 デジタル・アーカイブス。 League of Nations Archives, Société des Nations archives digitales, Genève, Swiss. Société des Nations archives digitales, Genève, Suisse. URL:<https://archives.unigevea.org/lontad> (Accessed on 30 June 2025) (以下 "SdN archives"), "Documents relatifs à l'organisation d'un régime d'union fédérale européenne", pp. 4-17, A-46-1930-VII\_FR.
  - 4) SdN archives, "Memorandum du Gouvernement français exposant les moyens qu'il estime susceptible de remédier à la crise qui sévit actuellement en Europe", C-338-M-151-1931\_FR.
  - 5) Girault, René, "Korreferat zu Jacques Bariéty" pp. 389-392, "Internationale Beziehungen".

フランスとイギリスのあいだにおける通貨政策の不一致が交渉の根本的障害となった点を指摘している。ジローによれば、フランスの金本位制維持方針とイギリスの通貨切下げとの対立は、単なる政策の違いではなく、経済秩序の構想をめぐる根本的な政策理念の相違に起因しており、それがタルデュー・プランを国際的に孤立させる一因となったという。

シルヴァン・シルマン (Sylvain Schirmann) は、2000年の大部な研究書<sup>6)</sup>において、国際経済協調の動向に着目し、各経済会議の展開を緻密にたどりながら、1930年のブリアンによる「ヨーロッパの連邦的連合構想」や「建設的計画」にまで遡る、国際連盟を通じた経済協力政策の延長線上にタルデュー・プランを位置づけている。これは、バリエティによる第二論考の主張を補強するものであり、タルデュー・プランを一時的な外交対応ではなく、フランスの継続的経済外交戦略の一環として捉え直す視座を提示するものである。

アンヌ＝ソフィー・ナルデリ＝マルグラン (Anne-Sophie Nardelli-Malgrand) の学位論文 (2011年)<sup>7)</sup> は、戦間期における仏伊対立の視点からタルデュー・プランを取り上げ、ドナウ・バルカン地域における協調の欠如がいかに構想の展開を制約したかを詳細に描いている。この研究は、従来見過ごされがちであった地政学的側面、特にロカルノ体制下での勢力圏競合を明示しており、重要な補完的視点を提供している。ただし、分析の焦点が二国間関係に限られているため、構想の多国間的関係性には十分に踏み込まれていない。むしろ、このような分析範囲の制約が、本稿の方法論的視座、すなわち、フランスにとどまらず、イギリス、ドイツ、イタリアを含む四大国の交渉の相互作用としてタルデュー・プランを捉える正当

- 
- 6) Schirmann, Sylvain and Poidevin, Raymond, *Crise, Coopération Économique et Financière Entre États Européens 1929-1933*, Histoire Économique et Financière de La France, Comité pour l'histoire économique et financière de la France, 2000.
- 7) A.-S. Nardelli-Malgrand, "La rivalité franco-italienne en Europe balkanique et danubienne, de la Conférence de la Paix (1919) au Pacte à quatre (1933): intérêts nationaux et représentations du système européen," Jan. 2011, Accessed : July 30, 2025. [Online]. Available: <https://hal.science/tel-04828197>.

性を裏づけている。

ロランス・バデル (Laurence Badel) は、戦間期フランス外交と非国家的アクターの活動を結びつけて描き出し、タルデュー・プランを戦後ヨーロッパの経済統合への連続性の文脈に位置づける二つの論考を発表している。第一論考<sup>8)</sup> では、当時の外務省通商政策局副局長のジャック・セイドウ (Jacques Seydoux) やブリアンの秘書でのちに外務省事務総長となるアレクシ・レジェ (Alexis Leger) とヨーロッパ関税同盟 (Union douanière européenne, UDE)、経済関税行動委員会 (Comité d'action économique et douanière, CAED) の関係を分析し、さらにドナウ地域経済再建計画の立案者である経済専門官僚ジャック・リュエフ (Jacques Rueff) らとの接触を通じて、関税協定や金融安定化といった構想が外務省の政策形成に取り込まれていったことを明らかにした。第二論考<sup>9)</sup> では、これらの団体が1940年代の欧州経済協力連盟 (Ligue Européenne de Coopération Economique, LECE) に緩やかに継承されたことを指摘している。さらに UDE 自体がタルデュー・プランを「ヨーロッパ連邦への本質的な第一段階」とみなしていたことも明らかにされており、プランが単なる外交的失敗にとどまらない歴史的意義を持つことが示唆されている。もっとも、バデルの議論は非国家的アクターと外務省の連携を明らかにする点で大きな貢献をなす一方で、1932年前後の四大国間交渉の具体的過程を外交文書に基づいて再構成する作業は十分に行われていない。

本稿は、以上の先行研究を踏まえつつ、タルデュー・プランをヨーロッ

8) Badel, Laurence, "Le Quai d'Orsay, les associations privées et l'Europe (1925-1932)", pp. 109-131, dans Girault, René, Bossuat, Gerard (dir.), *Europe brisée, Europe retrouvée : nouvelles réflexions sur l'unité européenne au XXe siècle*. Paris, Publications de la Sorbonne, 1994.

9) Badel, Laurence, "Les promoteurs d'une union douanière et économique de l'Europe dans l'entre-deux-guerres", dans Antoine Fleury, Lubor Jilek (dir.), *Le Plan Briand d'union fédérale européenne : perspectives nationales et transnationales, avec documents - Actes du colloque international de Genève, 19-21 septembre 1991*, Berne, Peter Lang, 1998, pp. 17-29. 以下、“Les promoteurs d'une union douanière et économique”とする。

ペの経済的統合に向けた先駆的試みとして再評価することを目的とする。特に注目すべきは、この構想が単なる一方的提案にとどまらず、1932年初頭から数か月間にわたって変容を続けるなかで交渉の中心的な接点となり、各国とのやりとりによってその内容が具体化されていった動的過程を示している点にある。通商政策、金融支援、国際機関との連携といった一連の展開は、単なる外交文書の交換を超えて、政策の「形成過程」として捉え直すことが可能である。

こうした認識に立ち、本稿はフランス外務省の一次史料に加えて、イギリス<sup>10)</sup>、ドイツ<sup>11)</sup>、イタリア<sup>12)</sup>の外交史料ならびに国際連盟経済・金融委員会の報告書を横断的に参照し、構想の形成と交渉の展開を一体的に分析する枠組みを採用する。すなわち、「構想」と「応答」を切り離して対比するのではなく、提案、修正、妥協、再提示といった相互作用の連鎖として、交渉の軌跡そのものを主たる分析対象とする。

このようなアプローチを通じて本稿は、タルデュー・プランの挫折を単なる外交的短慮の結果としてではなく、経済的統合と地政学的再編という二重の論理が交錯するなかで生じたロカルノ体制の構造的緊張の表れとし

---

10) イギリス公文書館・デジタル・アーカイブス。(Public Record Office, The National Archives-TNA, England), URL: <https://discovery.nationalarchives.gov.uk/> (Accessed on 30 June 2025), (以下、“TNA”).

11) ドイツ外務省文書 (ドイツ連邦共和国・ベルリン)、バイエルン州立図書館所蔵デジタル・アーカイブス。Bundesrepublik Deutschland, Auswärtigen Amtes, *Akten zur Deutschen Auswärtigen Politik 1918-1945 aus dem Archiv des Auswärtigen Amtes, Serie B:1925-1933*, Baden-Baden in Göttingen, Germany 1950-digitalisierte Archive in Bayerischen Staatsbibliothek, URL: <https://www.bsb-muenchen.de/> (Accessed on 8 June 2025). (以下、“ADAP”とし、巻番号 (“Bd.”) と文書番号 (“Nr.”) は都度表示する。)

12) イタリア外務省文書デジタル・アーカイブス (イタリア共和国・ローマ)。Commissione per la pubblicazione dei documenti diplomatici (eds), *I Documenti Diplomatici Italiani, Settima Serie: 1922-1935, Volume XI 5 settembre 1931-31 marzo 1932, Vol. XII 1 aprile - 31 dicembre 1932*, (Istituto Poligrafico dello Stato, Roma 1981), Farnesina - Ministero degli Affari Esteri e della Cooperazione Internazionale, URL: <https://www.farnesina.ipzs.it/home/> (Accessed on 8 June 2025). (以下 “DDI”とし巻番号 (“vol.”) と文書番号 (“No.”) は都度表示する。)

て位置づけることを試みる。その帰結は、1933年1月のナチス政権成立や、同年6月のロンドン世界経済会議における国際通貨協調の破綻といった、戦間期国際秩序の決定的な動搖とも軌を一にしており、タルデュー・プランは、その不成功の中にあってもなお、極めて示唆に富む問題提起を含んでいたと言える。

さらに本稿は、国家間の交渉の場に焦点を据え、フランス案と各国の応答がどのように衝突し、妥協し、最終的に頓挫したのかを検証することで、バデルの議論を補完しようとする。その際明らかとなるのは、この交渉過程は単なる失敗の記録ではなく、ジャック・リュエフのような専門官僚に経験として蓄積され、またUDEやCAEDといった汎ヨーロッパ的な非政府組織に知見が温存されることで、戦後の経済統合をめぐる政府間議論に資源を提供した可能性である。

なお、本稿の目的はプランの経済政策としての妥当性の評価にあるのではなく、経済的統合を志向した経済再建案の形成過程と、それをめぐる国際的交渉過程の歴史的展開を明らかにする点にある。

## 一 タルデュー・プランの形成過程

### (一) 突然の転機と構想の政策的背景

1931年9月以来、国際連盟および各国外交当局は、ドナウ地域諸国における深刻な財政悪化に強い懸念を示していた。フランス外務省は同年11月、チェコスロヴァキアの財政状況が周辺国経済の不安定性により悪化していることを確認し、同地域への支援の必要性を認識していた。すでに同年9月、国際連盟金融委員会は理事会宛報告書において、農産物価格の下落に起因する国家財政の逼迫を指摘し、早急な国際的金融支援を勧告していた<sup>13)</sup>。

---

13) SdN archives, "REPORT TO THE COUNCIL. FINANCIAL COMMITTEE", on September 9, 1931, A-55\_b\_-1931-II-A\_EN, pp. 6-7.

こうした状況下、12月10日、パリ駐在ドイツ大使レオポルト・フォン・ヘシュ (Leopold von Hoesch) は、元オーストリア大使リヒャルト・リッター・フォン・リドル (Richard Ritter von Riedl) との面談<sup>14)</sup>において、ドナウ地域連合構想がチェコスロヴァキアを中心としてドイツを排除する形で進行していること、またオーストリア中央銀行が翌年1月中旬にもイギリスからの借款返済に債務不履行を表明する可能性が高いことを指摘した。リドルはこれに対し、チェコスロヴァキア主導の構想を抑止するため、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアの四か国による経済会議の早期開催を提案したが、各国間の対立の構図によりその見通しは極めて不透明であった。

同時期、イギリスではジョン・サイモン卿 (Sir John Simon) が外務大臣に就任し、12月15日には新外交方針を示す報告書「ヨーロッパ政策におけるイギリスの立場<sup>15)</sup>」が策定された。同報告書は、従来のヨーロッパ不介入路線からの転換を図り、フランスの金融支配力に対抗すべく「バランス・オブ・パワー」の原則に立脚した欧洲関与を正当化するものであった。背景には、フランス外交に対する不信感、ならびにドイツのブリューニング政権安定化を重視するイギリスの戦略的意図が存在していた。1932年3月から4月に予定されたドイツ大統領選挙を前に、ナチス勢力の台頭を抑止する観点からも、ブリューニング体制の維持はイギリスにとって死活的課題であった。

サイモンは、旧オーストリア=ハンガリー帝国の継承国家（オーストリア、ハンガリー、ユーゴスラヴィア、チェコスロヴァキア）に共通する財政困難の要因を、相互に断絶された関税体制にあると捉え、関税同盟創設を通じた経済的再統合の必要性を提起した<sup>16)</sup>。

1932年1月19日、ドイツ駐在イギリス大使ジョージ・ランボルト卿 (Sir George Rumbold) は、ドイツ外務次官ベルンハルト・フォン・ビュ

14) *ADAP, Bd. XIX, Nr. 112, 10 Dez 1931.*

15) TNA, CAB24/227/7, "The British position in relation to European policy".

16) TNA, CAB24/229/1.

ロー (Bernhardt Wilhelm von Bülow) を訪問し、ドナウ六か国 (チェコスロヴァキア、オーストリア、ハンガリー、ルーマニア、ユーゴスラヴィア、ブルガリア) による関税同盟案をヨーロッパ統合検討委員会 (Commission d'Etude pour l'Union Européenne - CEUE) に提案予定である旨を通告した。

この動きは、ただちにドイツおよびイタリアに波紋を広げた。フォン・ビューローはローマのドイツ大使館を通じてイタリアの動向を探り<sup>17)</sup>、イタリア外務省もドイツと同様に関税同盟案に強い警戒感を示した。イタリア外相ディノ・グランディ (Dino Grandi) は、ジュネーヴを舞台とした関税同盟案の国際化を憂慮し、ドイツとの対応協議に乗り出した<sup>18)</sup>。

一方で、フォン・ビューローはすでに、チェコスロヴァキア外相エドヴァルド・ベネシュ (Edvard Beneš) がオーストリア、ハンガリーとの三か国による関税同盟を模索している動きも察知していた<sup>19)</sup>。前年、ドイツ＝オーストリア関税同盟をイギリス、フランスが連携して阻止していた経緯を踏まえると、今回のイギリスの態度変化は不自然であり、フォン・ビューローはフランスによる裏工作の可能性すら疑念として表明している<sup>20)</sup>。

フランス外務省もまた、ドナウ関税同盟案に対して強い衝撃を受けていた。同案は、フランスにとって「最後の警告」として受け取られたのである。すなわち、イギリスがドナウ地域の再編構想を独自に進めようとする動きは、フランス主導の地域構想に対する深刻な挑戦として認識されたのであった。突然訪れた転機に、フランスは着手していた構想の完成作業を急いだ。

## (二) フランス内部での構想の二極化

イギリスによるドナウ関税同盟案は、フランス政府に対し、同地域における自国の主導権確保に向けた対抗的構想の策定を迫る転機となつた。こ

17) *ADAP, Bd. XIX, Nr. 195, 19 Jan. 1932.*

18) *DDI, vol. XI, No. 179, No. 199.*

19) *ADAP, Bd. XIX, Nr. 149, Nr. 181.*

20) *Ibid, Nr. 222.*

れを受けて、フランス外務省および財務省は、オーストリア、ハンガリーに対する個別の支援ではなく、チェコスロvakiaを加えた三か国による経済圏を構想した<sup>21)</sup>。

フランスはすでに1931年3月、ドイツ＝オーストリア関税同盟を両国による合併「アンシュルス(Anschluss)」の先駆とみなし、強い警戒心を示していた。この同盟は、最終的にイギリス、フランスの圧力により撤回されたものの<sup>22)</sup>、以降のフランス外交は「アンシュルス阻止」を一貫した戦略目標とする。金融的に脆弱なオーストリアを救済したのはイギリス中央銀行による緊急融資であったが、貸付回収の不透明性から、イギリスにとっては苦い経験として残った<sup>23)</sup>。

その後提出されたイギリスのドナウ関税同盟案は、最恵国待遇<sup>24)</sup>を原則としながらも、財政支援には踏み込んでいないことを理由に、フランスとしては現実性に欠けると判断した。フランスはすでにチェコスロvakiaとハンガリーの通商条約を仲介し、相互特恵<sup>25)</sup>待遇を軸とする経済的連携を模索していたため、フランスの経済的利益は、イギリス案における関税同盟制度と一致しなかった。とはいえ、代替案なきままオーストリアが財政破綻に至れば、イギリスがドイツ主導による再編、すなわちアンシュルスを黙認する可能性が高まる。そのため、フランスは「建設的計画 (le

21) Archives du ministère des affaires étrangères, La Courneuve Paris, France,

(以下“AMAE”), Papiers d’agents 166 PAAP André Tardieu (以下“166 PAAP”),

517 Négociations ; 10 Février - 2 Avril 1932, (以下カートン番号517のみ記載),

doc. 144-148, “NOTE Situation financière et économique de l’Europe Centrale”,

Paris, le 11 février 1932.

22) Schirmann, Sylvain and Poidevin, Raymond, *op. cit.* pp. 142-158.

23) Boyce, Robert WD, *The Great Interwar Crisis and the Collapse of Globalization*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2009, pp. 299-323.

24) いざれかの国に与える最も有利な待遇を、他のすべての加盟国に対して与えなければならない通商上の原則で、ある締約国と他の締約国に対して同一の条件を与えること。

25) 特恵(Preferences)とは関税上の特別措置として、最恵国待遇に基づく関税率より低い関税率が適用されること。最恵国待遇が原則の場合、特恵関税の適用には、他の締約国の同意が必要となる。

Plan constructif)<sup>26)</sup>」を基礎とし、新たな経済支援構想の具体化を急いだ。

財務省は、通商政策に加えて、通貨防衛に限界を見せていた金本位制支持政策を放棄する報告書<sup>27)</sup>を起草し、経済的な枠組みの再設計を提言した。支援対象国は、フランス金融資本の既存影響力や回収可能性に基づいて選定された<sup>28)</sup>。また、支援は多国間協調融資による国際借款とし、国際連盟金融委員会に必要な保証および調整条件の検討を要請する方針<sup>29)</sup>が立てられた。

これと並行して外務省は、協調可能な対象国の組合せについて複数の政策選択肢の比較検討を行った。1932年2月20日付の報告書<sup>30)</sup>では、対象国を三か国（オーストリア、ハンガリー、チェコスロヴァキア）とする案と、ユーゴスラヴィアおよびルーマニアを加えた五か国構想とを比較検討している。

三か国案の利点は、政策調整の迅速性と政策形成の簡便性にあった。一方で、五か国案は政治的包括性を有するが、経済的な相互補完性が限定的であり、難易度の高い実務的な調整が必要であった。さらに、五か国案はイタリアやドイツの経済的関与を不可避とし、対ドイツ協調戦略を要する可能性が高かった。

2月16日、オーストリア首相が各国大使に対し公式に財政危機を訴えたことで、フランス外務省は緊急対応に迫られた。フランス外務省事務総長フィリップ・ベルテロ（Philippe Berthelot）はただちにフランス国際連盟

---

26) Bariéty, Jacques, "Le plan Tardieu"、あるいはSchirrmann, Sylvain and Poidevin, Raymond, *op. cit.* pp. 152-155.

27) AMAE, 166 PAAP, 516, doc. 68-74, "Entente économique des cinq États danubiens", (以下カートン番号516のみ記載), "Note sur l'abandon de la politique tendant à maintenir au régime de l'étalement-or les pays de l'Europe Centrale et Orientale", Paris, 15 février 1932.

28) Ibid.

29) Ibid, doc. 75-81, "Note sur la situation économique et financière en Europe Centrale", Paris, 9 février 1932.

30) Ibid, doc. 50-61, "Note sur le rapprochement économique des pays danubiens de M. Bourdeillette", Paris, 20 février 1932.

代表ルネ・マシグリ (René Massigli) を通じて、ジュネーヴに滞在中のチェコスロヴァキア外相ベネシュとの協議を試み、三か国による迅速な経済協力実現に向けた主導権をチェコスロヴァキアに託すよう説得を図った。この協議は、アンシュルス再燃を防止し、二国間経済委員会構想を未然に封じる<sup>31)</sup>ための戦略的措置でもあった。

しかし、ベネシュはルーマニア、ユーゴスラヴィアとの関係を重視し、三か国案に否定的な姿勢を崩さなかった。小協商（チェコスロヴァキア、ルーマニア、ユーゴスラヴィア）の団結を損なうとの懸念が背景にあり、同地域の分断を避ける姿勢が強く反映されていた。

最終的にベルテロは、優遇関税による三か国協定こそが現実的かつ実行可能であるとし、政治的安定性、経済補完性、迅速性の観点から三か国案を主張した<sup>32)</sup>。他方で、マシグリは三か国案の地政学的意義を認めつつ、小協商内部の不協和音への現実的対応、対ドイツ対策としてイタリア協調路線確保の難航を理由に、三か国案の迅速性、実現可能性の高さに懐疑的であった<sup>33)</sup>。

フランス政府内部での最終決定は、1932年2月20日に首相兼外相に就任したアンドレ・タルデューに委ねられることとなった。こうして、構想の方向性は「実現可能性」と「外交的調整可能性」の両要素を考慮した政治判断に委ねられる段階に移行したのである。

### (三) 最終決定に向けた外交的調整

前節において確認したように、フランスはドナウ地域経済再建に関する構想の現実化に向け、三か国または五か国による経済連携モデルの選定をめぐる政策調整を進めていた。その実現には、ドイツおよびイタリアという周辺大国の理解と協調が不可欠であり、1932年2月末の軍縮会議中に

31) AMAE, 166 PAAP, 516, doc. 14-16, “Ententes commerciales danubiennes”, Paris, le 16 février 1932.

32) AMAE, 166 PAAP, 517, doc. 40-46, “Rapprochement économique des pays danubiens. Pour M. MASSIGLI.”, Paris, le 22 février 1932.

33) Ibid, doc. 27-36, Genève, le 17 février 1932.

開催されたジュネーヴ会談は、イギリス、イタリア両国の外相との会談を通じて、タルデュー・プランの最終決定をするための外交的調整の場となつた。

1931年9月、ドイツ＝オーストリア関税同盟構想の撤回以降、ドイツは二国間優遇条約<sup>34)</sup>を通じて、ドナウ地域諸国との経済的連携を再構築しようと試みていた。経済省局長ハンス・エルンスト・ポッセ (Hans Ernst Posse) は、保護主義の高まりと最恵国待遇の放棄により、国際貿易がブロック化の危機に瀕していると分析し<sup>35)</sup>、ドナウ地域におけるフランス、イギリスの主導権争いに対し、ドイツが経済的に孤立することへの強い懸念を表明していた。

ポッセは、フランスの金融主導型構想と敵対するのではなく、場合によつては同調的姿勢を取ることがドイツにとって合理的であると提唱した。その背景には、植民地を有し世界に市場を持つフランスに比し、ドイツが自立的に経済圏を形成するには限界があるという現実的認識があった。また、イギリス経済圏とは、農業保護を重視する東プロイセンの利益が合致せず、連携の余地は限定期であった。

他方、イタリアは1931年6月にオーストリアとゼメリング協定を締結し、続いてハンガリーとの協定をも取りまとめ、ドナウ地域における自国の影響力を拡大する戦略を展開していた。これらの協定は形式上の自由貿易を装いながら、実質的には相互優遇の特恵制度に基づくブロック的構想であり、国際連盟および他国からは偽装された保護主義との批判を受けた<sup>36)</sup>。

イタリアは、旧オーストリア＝ハンガリー帝国の後継国家としての地位

---

34) 1931年6月にルーマニア、7月にハンガリーと締結した。余剰小麦に対する優遇関税を時限的に付与するもので、フランスが建設的計画で提唱した、農産物を輸出する東ヨーロッパ諸国への優遇制度の趣旨に沿つて進められたものだった。

35) *ADAP, Bd. XIX, Nr. 234, 1932/2/3.*

36) AMAE, 166 PAAP, 517, doc. 126-130.

から、ドナウ地域における「当然の権益」を主張しつづけた<sup>37)</sup>。とりわけ、ドイツが二国間優遇条約で地域的影響力を高めつつある状況に対し、イタリアはフランスによる金融主導構想とドイツの工業製品供給を両天秤にかける中で、「いずれの枠組みにも全面参加せず、既存協定を事後の交渉の足場とする<sup>38)</sup>」戦術的立場を選択した。これは、最終的にドイツとの対立を回避しつつ、フランスに対しても交渉の余地を保持する<sup>39)</sup>慎重な姿勢であった。

1932年2月29日、ジュネーヴ軍縮会議の途中で、タルデューはイギリス外相サイモンおよびイタリア外相グランディと個別会談を行い、プラン最終案の調整に臨んだ。サイモンは、当初より関税同盟案を最適解とみなしており、タルデュー・プランとイギリス案とを「連続的かつ共同的取り組み」として提示するというタルデューの提案<sup>40)</sup>に合意した。

イタリアとの交渉はより複雑であった。グランディは、フランスとドイツが連携してタルデュー・プランを推進する場合、イタリアが完全に排除されることを危惧していた<sup>41)</sup>。グランディは、イタリア国際連盟代表アウグスト・ロッソ (Augusto Rosso) を通じて、イタリアとの連携を重要視しているマシグリと会談し、イタリアとの協調の意義を強調するよう指示した。ロッソは、マシグリに対して「アンシュルス問題でも見られたように(中略)、ドナウ地域諸国に対するイタリアの経済的利害、イタリアがオーストリア＝ハンガリー帝国の法的継承国家であることから生じる状況、そしてイギリス案が提起する課題の微妙さを十分に理解してもらえば、両国の結びつきはさらに強固になる<sup>42)</sup>」と話した。しかし、タルデューは、イタリアがドナウ地域の承継者として承認を求めるかのような行動をとり、オーストリア、ハンガリーと通商条約を結んだことに対して、フランスは

---

37) *Ibid*, doc. 158-161.

38) *DDI*, vol. XI, No. 227.

39) *Ibid*.

40) TNA, CAB24/229/1, "Annex C - Record of Conversation with M. Tardieu".

41) *DDI*, vol. XI, No. 254.

42) *Ibid*, No. 232.

到底受け入れられないとサイモンに語っていた<sup>43)</sup> とおり、「イタリアは経済市場を、フランスは金融市场を分担する<sup>44)</sup>」という折衷的協調案を提示したにとどまった。結果として、イタリアの協力は確約されることなく、タルデュー・プランは暫定的な国際的同意を得る形で進められることになった。

#### （四）小 括

以上に見たように、1931年末から1932年2月末にかけて、フランス政府はドナウ地域の経済危機に対し、イギリス提案と競合する独自構想を準備し、その実現可能性を三か国案と五か国案の間で慎重に検討した。タルデュー内閣の成立を前提として、外交、財政両部局による内部調整のもと、チェコスロヴァキアを含む三か国を軸とした優遇関税構想が選好されたことは、経済的合理性と地政学的配慮を両立させるフランス主導戦略の端緒をなすものであった。

しかしこの構想の実施に向けては、ドイツおよびイタリアとの対話を通じた外交的調整が不可避であった。ドイツは、現実主義に基づく選択肢としてフランスの構想を一定程度受容する可能性を示しつつも、二国間優遇体制を維持しつつ構想内での主導的地位を模索した。他方、イタリアはゼメリング協定を通じてすでに実効的影響力を確保しており、あくまで独立した枠組みの継続を志向した。こうして、フランスによる構想の推進は、すでに域内における経済的秩序が多層化しつつある現実と直面することになった。

1932年2月29日、ジュネーヴにおけるフランス、イギリス、イタリアの三者接触は、フランスの構想に対する国際的支持の形成に向けた初動として機能したものの、イタリアの協調を確保するには至らなかった。にもかかわらず、フランスはこの時点で、ドナウ地域経済再建構想を公式に推進する段階へと踏み出した。

---

43) TNA, CAB24/229/1, "Annex C - Record of Conversation with M. Tardieu".

44) *DDI*, vol. XI, No. 232.

次章では、1932年3月から4月にかけてのドイツ、イタリア両国との交渉に焦点を移し、タルデュー・プランの具体的提示と、ドイツ、イタリアの対応をめぐる戦略的駆け引きを分析する。そこでは、単なる経済再建構想を超えた、フランスによるドナウ地域における政治的意図と、両国の「受容」と「回避」のあいだの戦略的揺らぎが明らかとなるであろう。

## 二 タルデュー・プランの交渉過程と各国の応答

### (一) 構想の公表と各国の初期反応

1932年3月2日、フランス政府は、ドナウ地域経済再建構想、通称タルデュー・プランを関係各国へ公式に通達した。ドイツにはこれに遅れて3月4日に通知された。本節では、フランス政府覚書に示された本構想の核心的要素を確認するとともに、イタリアおよびドイツの初期反応を検討し、構想の受容可能性と初動段階における困難の兆候を明らかにする。

フランス政府の覚書 (Aide-mémoire)<sup>45)</sup> によると、本構想はオーストリアおよびハンガリーの財政危機に端を発し、農業国としての購買力低下を共通課題とするドナウ地域諸国の経済的再建には、単一国の努力では不十分であり、域内諸国による協調が不可欠であるとの認識に基づいていた。そしてこれまでの部分的、暫定的措置では問題の構造的解決には至らず、より包括的な対応が必要であるという判断が強調されていた。

特筆すべきは、フランスがこの判断をイギリスと共有していると明示した点である。すなわち、イギリスは関税同盟の構想を打ち出し、フランスは特恵制度の導入を唱えていたが、両者は同地域の経済的安定化という「目的」において一致しており、手段を異にしつつも連携の可能性を示唆していた。最終的にフランスは、ドナウ地域五か国（オーストリア、ハンガリー、チェコスロvakia、ユーゴスラヴィア、ルーマニア）間における相互特恵制度を選好した。

---

45) AMAE, 166 PAAP, 517, doc. 67-70.

しかし、プラン公表の直後にイタリアは予期せぬ対応を見せた。3月7日、イタリア政府は形式的には中立的な返信覚書を発出した<sup>46)</sup>ものの、その翌日、プラハ経由でイタリアがすでにオーストリアおよびハンガリーと特恵関税条約を締結していたとの報がもたらされた<sup>47)</sup>。この協定は、イタリアにとってはドイツのアンシュルスを防ぐための布石とされていたが、タルデュー・プランの根幹をなす五か国間の特恵交渉を実質的に頓挫させる可能性があるとの懸念が、フランスおよびチェコスロvakiaに広がった。

もしオーストリアが将来的にドイツとも同様の協定を結べば、ドイツ、イタリアによるドナウ地域の経済的支配が現実味を帯びることとなり、タルデュー・プランの相互特恵制度は著しく損なわれることになる。

同時期、ローマ駐在フランス大使モーリス・ドゥ・ボーマルシェ (Maurice de Beaumarchais) とドイツ大使カール・フォン・シューバート (Carl von Schubert) との会談内容も伝達された<sup>48)</sup>。シューバートは、フランスの特恵付与案は効果に乏しく、ドナウ地域諸国五か国に加えて四大国を含む九か国による特恵制度の形成こそが現実的解決策であると主張した。また、ドイツ政府はオーストリアおよびハンガリーとの間での関税率見直しを準備しているとし、二国間経済関係を梃子とした対抗的枠組みの形成に含みを持たせた。

なお、イタリア外相グランディとシューバートの会談内容に基づき、シューバートはイタリアとオーストリア・ハンガリー間の協定がすでに成立しているとの見解を示しており、フランス政府にとってはすでにプランの前提条件が大きく揺らいでいる現実が明らかとなった。

## (二) 独伊協調による対抗軸の形成

本節では、タルデュー・プラン公表直後におけるフランスの外交的調整

46) Ibid, doc. 71-74.

47) Ibid, doc. 85-86.

48) AMAE, 166 PAAP, 517, doc. 98-101. その後のドイツの様子は、ドイツ駐在フランス大使アンドレ・フランソワ=ポンセ (André François-Poncet) からの報告、Ibid, doc. 115-116. など。

努力、特にイタリアおよびドイツとの接触を検討する。前節で示されたイタリア、ドイツによる独自の地域構想が、いかにしてタルデュー・プランと衝突し、最終的に両国の協調的な対抗軸を形成するに至ったのかを明らかにする。

1932年3月14日、タルデューはジュネーヴにおいて、国際労働機関(ILO)イタリア代表理事ジュゼッペ・デ・ミケーリス(Giuseppe De Michelis)と会談を行い、タルデュー・プランの意義と広域的構想を説明した<sup>49)</sup>。タルデューは、ドナウ地域諸国の問題を「大国政治を再構成する機会<sup>50)</sup>」であり、「ヨーロッパに新たな動きが生まれつつあることを示す契機<sup>51)</sup>」と位置づけたうえで、フランス、イギリス、イタリア三国の緊密な連携を通じて本構想を展開すべきだと訴えた。また、イタリアの地中海政策への支持、紅海地域への進出容認を提示することで、フランスのプランへのイタリアの関与を引き出そうと試みた。

しかしながら、イタリアが求めていたのは、ドナウ地域における実質的な経済的影響力およびアンシュルス阻止に資する地政学的プレゼンスの承認であった。フランス主導の枠組みに組み込まれるかたちで再建案に加わることは、イタリアにとって到底容認できない提案であった。

翌3月15日、フランス政府はドイツからの公式覚書を受領した。内容は、先にシューバートがフランス側に示唆していたとおり、フランスのプランへの慎重姿勢を示すものであった。ドイツは、前年から中断していたハンガリーおよびルーマニアとの特恵協定の再発効を通知するとともに、既存の二国間優遇条約の取り組みを優先する意図を明らかにした。

また、16日に行われたドイツ代表とフランス外務省通商政策局、ペール・クーロンドル(Robert Coulondre)およびマシグリとの会談では、ドイツ側はフランスの構想に対して複数の懸念を表明した。特に、農業国に対する支援の名目で、事実上チェコスロvakiaが一方的利益を得る構造、

---

49) *DDI, vol. XI, No. 305.*

50) *Ibid.*

51) *Ibid.*

ならびにドイツの経済的負担と孤立の懸念が指摘された。ドイツ経済省局長ポッセは、ドイツが「心理的<sup>52)</sup>」に排除されたと感じる経済ブロックの形成に反発を覚えると述べ、提案そのものが「包摂」ではなく「排他性」に基づいていることへの違和感を強調した。

3月17日、タルデューはドイツ代表との会談<sup>53)</sup>に臨んだ。タルデューは、金融支援を梃子に本構想を実行する決意を示し、ドイツによる抵抗は無益であると述べた。また、信用不安がオーストリア・ハンガリーを越えて地域全体に波及している現状を指摘し、ドイツの反発は非合理的かつ自己利益に反すると批判した。

これに対しポッセは、ドイツ製品が廉価なチェコスロvakia製品との競争にさらされること、さらにドナウ地域からの農産物を引き受けざるを得なくなるという二重の負担が、ドイツにとって極めて現実的な経済的脅威であると反論した。

こうしたやりとりを経て、ドイツとイタリアは、タルデュー・プランの阻止に向けた協調的行動を加速させていく。プランの政治的色彩は、両国にとって共通の脅威と映り、特にドイツにとっては、フランスがドナウ地域で主導的地位を確立することが、自国の経済的封じ込めを意図した政治戦略とみなされるに至った。

ドナウ地域をめぐって対立していたドイツとイタリアは、急速に接近し、プラン阻止のため協働することで合意した<sup>54)</sup>。

---

52) AMAE, 166 PAAP, 517, doc. 195-198.

53) 会談はドイツ外務省第2部上級参事官ヴィクトル・フォン・ヘーレン (Victor von Heeren) による議事録、ADAP, Bd. XX, Nr. 23. から再構成した。

54) ADAP, Bd. XX, Nr. 28. ローマ向けの補足として、「本協議においてイタリアと共同歩調を取れるなら大いに歓迎いたします。我が国はブロッキ協定に対しヴィーンやブダペストで何ら行動を起こしておらず、懐疑的ではあるものの反対はしておりません。イタリア・オーストリア、イタリア・ハンガリー協力に関する経済専門家会合が有益と判断されるなら、代表派遣にいつでも応じます。」とグランディへ伝えるように依頼している。

### (三) 金融支援構想と金融的現実主義

タルデュー・プランの公表時点では、金融支援に関する詳細な設計内容は公式には提示されていなかった。しかし実際には、フランス財務大臣ピエール＝エティエンヌ・フランダン (Pierre-Étienne Flandin) と国際連盟金融委員会との間で、当該構想はすでに最終調整段階にあり、ドナウ諸国に対する国際借款の枠組み構築が水面下で進行していた。

本構想の根底には、既存の救済融資の限界に対する認識があった。すなわち、過去に行われたオーストリアおよびハンガリーへの支援融資は、一時的な安定化には寄与したものの、根本的な経済再建には至らず、債権の多くが回収困難な状況に陥っていた。こうした背景のもと、フランス側は、持続的支援の条件として、対象国による予算均衡、返済保証、財政監督といった前提条件を不可欠とみなしていた<sup>55)</sup>。

フランス政府の立場を代弁した国際連盟事務総長ジョゼフ・アヴノル (Joseph Avenol) は、外務省への報告<sup>56)</sup> のなかで、金融委員会との認識の相違を指摘する。アヴノルによれば、同委員会は「支払い能力」の問題に過度に焦点を当てる一方で、フランスが構想するような「経済全体の回復と再建」という長期的視野<sup>57)</sup> を欠いていると評価された。また、タルデュー・プランがドイツ側から「閉鎖的ブロック経済」「チェコスロバキア優遇」「ドイツ排除のためのプラン」として受け止められている<sup>58)</sup> 現状に対し、アヴノルは報道の歪曲と政治的意図の誤認を憂慮し、プランはむしろ「政治的ウイルスを排除する手段<sup>59)</sup>」としての経済計画であると強調した。

---

55) 現代の国際通貨基金による金融支援、IMF融資に付される条件（コンディショナリティ、conditionalities）に近い内容のもの。

56) AMAE, 166 PAAP, 516, doc. 109-112, “II – PROGRAMME FINANCIER (Observations relatives au Rapport du Comité Financier)”.

57) Ibid, doc. 119-112.

58) Ibid.

59) Ibid.

このような構想の国際的正当性を確保すべく、フランダンは、国際決済銀行（BIS）理事であったオットー・ニーマイ耶ー卿（Sir Otto Niemeyer）とジュネーヴにて個別会談を行った。ニーマイ耶ーは、ギリシャ、ブルガリアを含めた東ヨーロッパ諸国の経済再建には大国の保証のもとで実施される大規模な国際借款が不可欠であるとの見解を示し、フランダンもこれに同調した。もっとも、フランス政府は借款実施の条件として、①大国間の復興計画に関する事前合意、②被融資国による同計画の明示的受諾、③返済保証を含む制度的確約、を不可欠な要件とする立場を堅持した。

金融支援は、過去の国際連盟金融委員会の勧告<sup>60)</sup>とフランス財務省の要請に基づくものであった。フランス政府はこれまでドナウ地域で行われてきた金融的な救済策では不十分であり、とくにオーストリア、ハンガリーへ行われた融資は、両国の危機の進行を遅らせたにすぎない<sup>61)</sup>と結論づけていた。また、これまでの貸付が回収不能となっている状況から、両国の経済状況に変化が見られないまま、新たな融資を実施することは困難と考えられた<sup>62)</sup>。

しかしながら、アヴノルの報告にあるように、金融委員会を構成する委員の多くが自国市場との結びつきをもつ金融関係者であったことから、既存の市場秩序や契約関係を損なう再建案には慎重であり<sup>63)</sup>、結果として委員会の姿勢は回復支援の理念に基づいた財政行動計画<sup>64)</sup>よりも金融的現実主義に傾いていた。この態度は、フランスへの警戒と重なり、イギリスにも影響を与える一因となった。

#### （四）構想の完成と明らかになった全容

1932年3月下旬、タルデュー・プランの詳細な内容が各国に伝わり、

60) SdN archives, "REPORT TO THE COUNCIL. FINANCIAL COMMITTEE", on September 9, 1931, A-55\_b\_-1931-II-A\_EN.

61) AMAE, 166 PAAP, 516, doc. 50-61, "Note de Bourdeillette".

62) Ibid.

63) Ibid, doc. 109-112.

64) Ibid.

プランをめぐる国際的議論は新たな局面に入った。特にドイツ政府は、本構想が単なる経済的連携を超えて、フランスによる主導権の確立および政治的影響力の拡張を意図するものであると強く疑念を抱いた。フォン・ビューローが各国ドイツ大使に送付した3月30日付文書は、こうした懸念を明確に示すものである。

ドイツ政府は、それ以前よりドナウ地域経済再建の必要性を認識していたものの、再建手法をめぐってはフランスとの間に深刻な見解の相違が存在すると認識していた。とりわけ、フランダン財務相が国際連盟金融委員会のドイツ代表に示したプランの概要は、フランスによる経済支援策が、純粹な経済合理性を超えた政治的企図に基づいて構想されていることを改めて印象づけるものであった。

タルデュー・プランは三本の柱、すなわち通商政策、金融支援、通貨政策から構成されていた<sup>65)</sup>。通商政策においては、構想は二段階を想定していた。第一段階では五か国（オーストリア、ハンガリー、チェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア、ルーマニア）間で相互に関税を削減し、域内の経済的結びつきを強化する。第二段階では、この五か国と四大国（フランス、イギリス、ドイツ、イタリア）の間で特恵通商協定を締結し、五か国は最終的に関税同盟の形成を目指す。フランス側は、これによりドナウ地域内で生産される工業製品の価格競争力が強化され、農産物についてもアルゼンチン等との第三市場において十分に競争できると主張した。

金融、財政面においては、緊急措置と永続的措置が構想されていた。前者はモラトリウムの回避を目的として、四大国による保証の下で即時の国際借款を実施することを想定していた。その保証の根拠としては、関税優遇措置に基づく経済連携の政治的合意で十分であるとされた。後者の永続的措置は、ドナウ五か国が長期借款をもって経済圏を形成することを目指し、国際決済銀行（BIS）または国際連盟金融委員会が債券の引受機関となつて国際資本市場で資金を調達し、関税収入を担保とするスキームが検討されていた。この借款は、従来の債務を低利の新債に再編成した上で、

---

65) タルデュー・プランの詳細な内容は、*ADAP, Bd. XX, Nr. 33*から再構成した。

五か国による連帯債務に統合される予定であった。

通貨政策においては、農業収穫の変動によって為替が大きく左右される各国通貨の脆弱性を克服するため、最終的には五か国間での共通通貨構想が視野に置かれていた。

フォン・ビューローは、タルデュー・プランの目的を三点に集約している。第一に、ハンガリー政府による領土回復要求を抑制し、現状維持を固定化すること。第二に、イタリアのドナウ地域進出を牽制し、その影響力を同地域から排除すること。そして第三に、ドイツの経済的影響力を制限すること、である。これらはいずれも、フランスがドナウ地域の再構成を目指すなかで、タルデュー・プランの枠組みを通じて地政学的安定を担保しようとする姿勢を示すが、ドイツ側からは「封じ込め政策」あるいは「新たな包囲網」として認識された。

このような排除の可能性に対して、フォン・ビューローは強い警戒を示した。彼は、当該構想がドイツの貿易、投資、金融活動の各次元において制約を加える構造を有すると分析し、特にチェコスロvakiaの工業製品が域内で優先されることにより、ドイツ製品の競争力が構造的に損なわれることを懸念した。

こうした評価に基づき、フォン・ビューローはただちに各国の駐在大使に対し、タルデュー・プランの全容を域内各国代表と共有するよう指示し、必要に応じてメディアへの情報提供（いわゆる「リーク」）も行うよう通達した。加えて、フランスの予算制約と対外投資に対する民間金融機関の慎重姿勢を強調し、同国が当該地域に対して十分な財政支援を行う現実的能力に欠けることを広く喧伝するよう命じた。

このように、タルデュー・プランの公表は、ドイツ側にとってフランスの影響力の拡張を告発し、対抗的布石を打つ契機となった。次節では、本構想に対するイギリスの反応を手がかりに、フランス、イギリス間の金融支援構想における認識の齟齬と、フランス案が国際的支持を欠く要因を検討する。

## (五) 金融委員会報告書と対英交渉の分岐点

タルデュー・プランの全容が明らかとなった頃、イギリス政府はフランスの覚書に対する応答を行い、併せて国際連盟金融委員会第45回会合に関する報告書の内容がフランス側に伝達された<sup>66)</sup>。これらの動きは、フランスのプランに対するイギリスの基本的立場を明確にし、以後の対英交渉の分岐点となったのである。同時に、ドナウ地域経済再建構想に対する国際的支持基盤の脆弱さを浮き彫りにするものであった。

1932年3月23日付でロンドンのフランス大使館付財務参事官ジャック・リュエフ (Jacques Rueff) が送付した報告<sup>67)</sup>によれば、イギリス大蔵省およびイングランド銀行は、関税優遇措置よりも長期的枠組みとしての関税同盟の形成を望んでいた。ただし、限定的かつ時限的な措置であることを条件として、関税優遇制度の導入に一定の理解を示す姿勢も確認された。なかでも、ハンガリーに対して片務的な特恵を与える形であれば、イギリス商務庁は最恵国待遇条項の適用を主張しないとされた。ただしこれは、チェコスロvakia工業界の優遇に対する配慮から、五か国間すべての適用は難しいとの判断に基づくものであった。

通商政策に関して、イギリス主席経済顧問フレデリック・リース＝ロス卿 (Sir Frederick Leith-Ross) は、ドナウ五か国間の関税引き下げについて、品目別ではなく一律に実施すべきであると主張し、そのためには四大国の一一致した支持が不可欠とした。しかし、イギリスは当該優遇措置を6月開催予定のオタワ帝国経済会議以前には正式に決定できない旨を伝えていた。これにより、フランスが求める迅速な合意形成は早くも困難に直面した。

金融支援に関しては、イギリス政府は一貫して慎重な立場をとり、他国債務に対する保証を原則として拒絶していた。これは、過去に自治領からの要請に対しても頑なな拒否姿勢を取ってきた前例によるものであり、実務的な監督が及びにくい国に対してはなおさら慎重であるべきとの認識に

---

66) AMAE, 166 PAAP, 516, doc. 136-191, 24 mars 1932.

67) Ibid, doc. 130-134.

基づいていた。イギリス政府はまた、金融委員会が希望的観測に基づいた報告を出すことで、国際社会に過剰な期待を生じさせることを危惧していた。

一方で、オーストリアに関しては別途融資の必要性を認めており、リース＝ロスは、前年イギリンド銀行が1億シリングの融資を実施したことを見上げ、今回はフランスが主導的役割を果たすべきであると主張した。他方、他のドナウ諸国については、これまでのところいかなる支援措置も検討対象とはなっていなかった。

3月24日、フランスはクーロンドルを通じ、金融委員会報告書を事前に入手していた<sup>68)</sup>。2日後、クーロンドルは二通の覚書を送付した。一つは、会議の審議状況と委員会の基本姿勢を要約したメモ<sup>69)</sup>、もう一つは、フランス代表ジャン＝ジャック・ビゾー (Jean-Jacques Bizot) による報告書に対する評価メモ<sup>70)</sup>である。

クーロンドルの報告によれば、委員会はドナウ・バルカン地域諸国（ギリシャとブルガリア）の金融崩壊やモラトリアムのリスクに深い懸念を抱き、当面の焦点を迅速な応急措置に絞ることを決定した。その結果、フランスが望んでいたような包括的な解決策には言及せず、あくまで経済的な宥和にむけた最小限の対応にとどまった。とはいっても、委員会は報告書末尾において、ドナウ・バルカン地域諸国との交渉状況を監視する独立した高官の任命を提案し、緊急支援と包括的な解決策との連関<sup>71)</sup>を示唆した。

ビゾーの見解も同様に、委員会は抜本的な改革案を提示できる段階には

---

68) Ibid, doc. 136-191.

69) AMAE, 166 PAAP, 516, doc. 200-202, "Note pour le Président Rapport du Comité Financier sur la situation des pays de l'Europe Centrale", 26 mars 1932.

70) Ibid, doc. 203-211, "NOTE (de M. Bizot) sur le RAPPORT du Comité Financier", 25 mars 1932.

71) SdN archives, "FINANCIAL COMMITTEE. REPORT TO THE COUNCIL ON THE WORK OF THE FORTY-FIFTH SESSION OF THE COMMITTEE. (Paris, March 3rd to 24th, 1932.), C-328-M-199-1932-II-A\_EN, p. 19に、「各種長期債務の整理を検討する際には、ハンガリー政府の要請に応じて国際的な評価と経験を持つ一人ないし複数の人物を招聘し、各種借款を精査して関係各が検討できる提案を行う手段を提示する準備がある」とある。

ないとの認識を示しつつも、一定の金融安定性を確保するための国際借款の必要性を明示し、その前提として各国政府による協調と保証の存在を求めていた。この点は、フランス政府が主張するフランス単独ではなく国際的協調のもとでの支援の原則と一致するものであった。ただし、委員会はあくまで緊急支援と包括的な解決策を明確に切り離し、タルデュー・プランのような再建構想に直結することには慎重であった。

リュエフによれば、イギリス政府は3月29日に公表された委員会報告書を厳しく批判した<sup>72)</sup>。とりわけ、「ドナウ・バルカン地域諸国が新規借款を受けられない場合には対外債務の履行を免れる可能性がある<sup>73)</sup>」との一節が、債務不履行を正当化し、外国責任論を助長するものと受け取られた。また、委員会が融資条件としての同地域諸国内の国内制度改革を明確に規定しなかったことは問題であり、こうした曖昧な報告は国際的金融支援へ過剰な期待を助長する恐れがあるとする見解が示された<sup>74)</sup>。

リース＝ロスは、同報告書を再検討すべく特別委員会の設置を提案し、イギリスは金融支援に対する強い拒否姿勢を堅持した。こうして、プランにとって最も重要な国際的支持の獲得は、大きな障壁に直面することになった。

#### (六) 小 括

本章では、フランス主導のドナウ地域再建構想、すなわちタルデュー・プランの骨格と、その国際的受容過程を検討した。タルデュー・プランは、通商政策、金融支援、通貨安定の三本柱から成る包括的構想として、政治的安定を経済的連関によって実現する意図を明示していた。しかしながら、その実現には、①ドナウ諸国による制度的受容、②四大国による保証と政治的合意、③国際金融機関との連携と協調が不可欠であった。

しかし、現実には、ドイツはプランを自国の経済的影響力を排除する政

---

72) AMAE, 166 PAAP, 516, doc. 237-244.

73) Ibid.

74) Ibid.

治的戦略とみなし、明確な対抗姿勢を示した。また、イギリスも、国際協調に基づく包括的な金融支援には消極的であり、金融委員会を通じて応急措置のみに限定したアプローチを志向した。さらに、国際連盟金融委員会報告をめぐる評価の分裂は、フランス・イギリス間の認識の違いを顕在化させ、タルデュー・プランの成立基盤を動搖させた。

こうして、タルデュー・プランは制度的構想としては高度に整備されていたものの、国際的な合意形成と実行可能性において深刻な困難を抱えていたことが明らかとなった。次章では、タルデュー・プランがロンドン四大国會議においていかなる扱いを受け、またフランスが国際交渉の場において自国の構想をいかに擁護、修正していったのかを、会議の議事録を通じて分析する。

### 三 タルデュー・プランの後退と終焉

#### (一) 英仏の埋まらない溝

1932年4月に開催されたロンドン四大国會議に先立ち、イギリス・フランス間ではドナウ地域再建構想に関する事前協議が進められていた。フランス政府は、同地域の経済的混乱がヨーロッパ全体の不安定性を助長するとの認識のもと、タルデュー・プランの基本的な枠組みを国際的合意とするべく、構想の推進を急いでいた。特に、ドイツがオーストリアとの関税同盟構想を通じてドナウ地域への影響力拡大を図った状況下において、フランスは新たな枠組みによる対抗の必要性を強く意識していた。

こうした中で、フランス外務省は会議前の協議段階からイギリス政府に対し、ドナウ五か国に関税優遇措置を適用する構想の意義を強調し、この構想を国際連盟の枠組みによる経済安定策として位置づけ、その正当性を訴えた。

しかし、フランス側の提案に対しイギリス政府は終始慎重な姿勢を崩さなかった。とりわけ大蔵省および商務庁は、関税優遇がたとえ限定的措置であっても、実質的には域内ブロック経済の形成につながるとの懸念を示

した<sup>75)</sup>。さらに、国際連盟を通じてこうした包括的な金融支援を正当化することは、かえってその政治的な思惑が色濃く映り、ドイツの国内情勢への刺激ともなりかねないと認識<sup>76)</sup>が共有されていた。

こうした中で、フランス外務省内部でも認識の緊張が高まっていた。すなわち、1932年3月末に向けてタルデュー・プランの全容が各国に伝達されたものの、イギリス・フランス間で合意が成立しないままロンドン会議が目前に迫る中で、フランス外務省には早期の正当性確保が急務であるとの認識が広まった。ビゾーも報告書の結論で、金融委員会の報告書に対しイギリスが強く反発しているため、同報告書について「詳細な内容の明確化および不可欠な補足がないままではいかなる金融措置も実施できない」と重大な懸念として表明していた<sup>77)</sup>。

このように、ロンドン四大国会議前夜の英仏事前協議においては、表面的には国際協調による金融支援をめぐる議論が交わされていたが、実質的には、フランスが主導するプランに対し、イギリスが強い政治的慎重論を唱えていた。両国の間の埋まらない溝は、実際の交渉における力関係にも反映され、後のプラン後退の伏線ともなった。

## (二) 英仏事前協議<sup>78)</sup>での実務的調整

1932年4月4日、ロンドン四大国会議に先立つイギリス、フランスによる事前協議において、ドナウ地域の経済再建構想をめぐる議論が行われた。主な論点は、①ドナウ地域諸国間における関税の相互引き下げ、②四大国による最惠国待遇の一時的放棄、の二点に集約された。すでにリュエフによっても予測されていたように、イギリスは最惠国待遇の例外を常態化させることに対して強い抵抗感を抱いており、例外措置を原則的に拒否

---

75) AMAE, 166 PAAP, 516, doc. 130-134.

76) TNA, CAB24/227/7, "The British position in relation to European policy".

77) AMAE, 166 PAAP, 516, doc. 203-211.

78) AMAE, 166 PAAP, 518, doc. 2-38, "Les Conférences des 4 grandes puissances (France, Allemagne, Grande-Bretagne, Italie): 4-8 Avril 1932" (以下、カートン番号518のみ記載) より再構成した。

する姿勢を堅持していた。

とはいって、イギリスは一定の譲歩の姿勢を見せていました。具体的には、ドナウ域内関税の一括10%削減に応じ、片務的特恵の対象をハンガリーとオーストリアに限定することも容認しうるとした。しかし、イギリス側の根本的な関心は、ドナウ域内の関税政策自体ではなく、それが第三国、特にドイツとの通商関係に及ぼす影響に懸念の焦点が置かれていた。ウォルター・ランシマン商務庁長官（Walter Runciman）は、域内関税を削減しても、それが域外貿易の縮小につながれば、ドナウ経済全体にとってかえって悪影響となると懸念を表明した。

とりわけイギリスは、チェコスロヴァキアの工業製品が域内特恵制度によって恩恵を受け、自国の輸出品と競合することに対して警戒を強めた。ランシマンは特恵措置の対象を農産物に限定し、工業製品、特にチェコスロヴァキア製品を含めないよう主張した。フランダンはこの提案を受け入れ、さらにタルデューも、余剰穀物の問題は一過性であり、構想の核心はむしろ金融支援にあると再認識を促した。

同日午後の協議では、ドナウ地域諸国に対する協調融資が議題となった。タルデューは、同地域が未曾有の経済危機に直面しており、包括的再建のためには協調的な金融支援が不可欠であると強調した。これに対してイギリスのネヴィル・テンバレン蔵相（Neville Chamberlain）は、緊急に支援を必要とする国を特定すべきであり、またイギリスが既に金本位制を離脱している現状では、新たな国際借款の保証に応じることは極めて困難であると述べた。さらに、イギリス中央銀行はすでに多額の支援を行ってきたとして、以後の融資についてはフランスが単独で対応すべきとの立場を暗に示した。

タルデューはこれに対し、ドナウ地域諸国の財政問題は欧洲全体の不安定化の要因であり、対応を誤れば壊滅的な事態を招きかねないとの危機感を強調した。フランス側は、借款はあくまで再建計画の一部であり、従来の高金利債務を低利借入れに置き換えるとともに、五か国連帯による債務構成、関税収入による担保設定など、構想の技術的要点を改めて説明した。

しかし、イギリスは、①為替の不安定性、②各国の財政運営の脆弱性、

③金本位制維持の限界、の三点を理由として、借款実施は困難であると主張した。リース＝ロスは、域内の輸出不振は生産コストの高さに起因し、通貨切り下げこそが構造的改革の一環であると訴えた。これに対し、フランスは通貨切り下げが財政管理を困難にすると反論し、タルデューも金融支援こそが唯一の現実的選択肢であるとの立場を変えなかった。

最終的にラムゼイ・マクドナルド首相 (Ramsay MacDonald) は、即答を避けつつ、専門家による四か国合同の特別委員会設置を打診し、早期の検討を進める意向を示すにとどまった。イギリス、フランスは、共同で金融支援に向けた条件整備を進める旨の声明を発出したが、実質的な合意には至らなかった。イギリス側がこの特別委員会設置を提案した背景には、既発表の国際連盟金融委員会報告書との矛盾を回避し、フランスに対応責任を転嫁する意図も垣間見られる。

会議は、枠組みにおいてはタルデュー・プランの形骸化が進みつつあったが、フランス側はなおも英仏合意の可能性に希望を託しており、タルデューは事前協議の進展によってイギリスは最終的にフランスの構想に参加するとの確信を深めていた。しかし、事前協議は、構想の実務的調整の範囲にとどまり、中核となる金融支援での実質的な合意形成には至らなかった。

### (三) ロンドン四大国会議における対立と分裂そして後退

1932年4月6日から8日にかけて開催されたロンドン四大国会議の本会議<sup>79)</sup>では、英仏事前協議でタルデュー・プランの実務的な調整が行われていたにもかかわらず、ドナウ地域経済再建に関する合意形成は極めて困難な状況に直面した。会議は冒頭から、ドイツおよびイタリアの全面的な反対によって膠着状態に陥り、議論は次第に対立の応酬へと変質していった。

タルデューが国内政治日程の都合により欠席し、フランス代表は財務大

---

79) AMAE, 166 PAAP, 518, doc. 2-38, "NOTES OF ANGLO-FRENCH CONVERSATION".

臣フランダンが務めた。会議の議長を務めたマクドナルドは、会議の成果を国際連盟金融委員会に提出し、同月12日の理事会にかける意向を表明したが、議題の設定段階から、各国の根本的な立場の相違がすでに顕在化していた。イタリアのグランディ外相およびドイツのフォン・ビューローは、四大国による事前協議ではなく、ドナウ諸国を交えた九か国による協議を優先すべきだと主張し、議論の枠組みに異議を唱えた。マクドナルドはこれに対し、まず四大国が方針を策定し、その後にドナウ諸国との調整を進めるべきだとする立場を一貫して崩さなかった。

会議の主要な争点は、ドナウ諸国間の関税引き下げと、それを支援するために四大国が最惠国待遇放棄（片務的特恵）を認めるか否かにあった。イギリスのチェンバレン蔵相は、緊急事態下においては、大枠での暫定的な合意であっても前に進むべきだと強調したが、グランディとフォン・ビューローは、個別の具体的問題に対する四大国間の事前合意には拘束されないという立場を崩さなかった。フォン・ビューローは、逼迫するドイツ経済の現状を理由に、特恵制度がドイツに持続的利益をもたらす保証はなく、むしろチェコスロvakia製品との競争を激化させる懸念があると反論した。

会議2日目<sup>80)</sup>においてもドイツ側の姿勢に変化は見られず、フォン・ビューローは、農業国を犠牲にしたオーストリア・チェコスロvakia優遇策であるとの認識を繰り返し示し、特にチェコスロvakiaが支援対象となることに強く反発した。これに対し、フランダンとチェンバレンは、ドナウ経済の再建には域内農産物貿易の促進が不可欠であると主張し説得を試みたが、フォン・ビューローは、第三国市場の確保こそが農業国の生存の条件であり、域内特恵制度は本質的な解決策とはなり得ないと反論し続けた。

この膠着状態を受け、マクドナルドは妥協案として、農産物に限定した関税引き下げによる合意を模索した。フランダンは、この案ではオースト

---

80) Ibid, doc. 51-92 (April 6), doc. 95-125, doc. 129-164 (April 7), “STENOGRAPHIC NOTES of a Meeting of Head of Delegations”.

リアやチェコスロヴァキアに実質的利益がもたらされないと反対を表明した。マクドナルドは、非関税障壁の問題やドイツが過去行ってきた片務的特恵の実効性の低さを指摘し、各国が一定の犠牲を受け入れなければ再建は困難であると説明したが、フォン・ビューローはあくまでチェコスロヴァキアに対する支援を拒否し、妥協の余地はなかった。

最終日となる 8 日の会議<sup>81)</sup>では、議論の決裂を避けるために、マクドナルドはドナウ地域五ないしは六か国を加えた拡大会議の開催を提案し、その招待状草案の作成を専門家に委ねることで会議を閉じた。しかし、フランスは四大国間での基本的立場の相違が調整不能であることを指摘し、招待状に異論を唱えた。結局、フランスが保留姿勢を示す中で、イギリス、ドイツ、イタリア三か国により、具体的な内容を欠いた招待状が決定された。

四大国は、それぞれの立場を記した覚書を交換し、合意に至らないまま本会議を終えた。フランスのドイツ・イタリアとの対立は分裂へと至り、その結果、プランの実質的成果を得る見通しを失い、構想は大きく後退することとなった。

#### (四) 審議再開の可能性と各国協調の模索

ロンドン四大国会議において、イタリアとドイツがタルデュー・プランの阻止を明確な目的として臨んでいたことは明らかであり、当初から構想実現のための妥協点はほとんど見出しえない状況であった。フランス代表のフランダンは、本会議においてドイツ代表フォン・ビューローと激しく対立し、議論は実質的に一騎打ち<sup>82)</sup>の様相を呈した。とはいえ、フランス側はドイツがタルデュー・プランを受け入れる意思がないことを、事前にある程度予見していたと考えられる。

タルデューは事前協議において、英仏妥協の一環として、特恵関税の対象をドナウ地域の農産物に限定するようフランダンに示唆していたとされ

81) Ibid, doc. 200-216 (April 8), "STENOGRAPHIC NOTES of the Second Session of the Conference".

82) ADAP, Bd. XX, Nr. 44, "Der Staatssekretär des Auswärtigen Amts von Bülow (z. Z. Paris) an Reichskanzler Brüning".

る。しかし、本会議においてイギリスが同様の譲歩案をドイツに提案した際、フランダンはこれを拒否し、特恵付与による経済的負担を各國が等しく分担すべきだと主張した。このフランス側の強硬姿勢は妥協形成を困難にしたが、同時にドイツ側も明確な経済的根拠を示すことなく、特恵制度による負担に耐えられないと主張し続け、交渉打開の可能性をさらに狭めた。

こうした経緯を踏まえれば、四大国会議はフランスにとって外交的な打撃であったと評価しうる。とはいっても、議長国イギリスとしては、いかなる合意も得られないままドナウ地域の財政破綻を放置すれば、その責任を問われかねないと懸念を抱いていた。タルデュー・プランは、たとえ合意に至らずとも、「継続審議」という政治的ステータスを維持する必要があった。各國がプランの頓挫を望んでいた一方で、ドナウ諸國の連鎖的金融崩壊は、四大国自身にも甚大な経済的影響を及ぼす可能性があったためである。

タルデューはこうした状況を受けて、即座に行動を起こした。4月12日、ジュネーヴで開催された国際連盟理事会において演説を行い、タルデュー・プランの三原則を改めて提示した。すなわち、①中欧諸国が直面する危機は部分的には国内要因に起因するものの、その規模と波及力は国家の枠を超えており、②短期的な財政支援は国際的保証の下で実施されるべきであること、③当該諸国間の経済的関係を強化し、地域経済の包括的再建を目指すべきである、という三点であった。

こうしたフランス側の再主張を受けて、4月19日にジュネーヴで行われたドイツ首相ハインリヒ・ブリューニング (Heinrich Brüning) とイタリア外相グランディの会談は重要な意味を持つ。グランディは、四大国会議におけるドイツ代表団の働きを高く評価し、その結果としてイギリスがフランス支持の立場を再考せざるを得なくなったとの認識をブリューニングと共有した。しかし、ブリューニングが、仮にドナウ諸国が全面的に財政破綻した場合、ドイツが被る損失は約10億ライヒスマルクに達するとの試算を提示すると、グランディは大きな衝撃を受けた<sup>83)</sup>。

---

83) ADAP, Bd. XX, Nr. 58.

実際、グランディはこの会談に先立つ4月14日、フォン・ビューローとの会談において、ドイツ・イタリア協調は否定的な目的、すなわちタルデュー・プランの阻止においては有効であったが、実務的な段階に入ると、ドナウ地域における協力は困難である<sup>84)</sup>との見解を示していた。同日、ドイツ側のフォン・ビューローおよび外務省経済局のカール・リッター(Karl Ritter)と、フランス側のマシグリおよびクーロンドルとの間で実務レベルの協議が行われた。そこで、本構想に含まれる特恵措置がチェコスロvakiaに一定の利益をもたらすとしても、ドイツの対チェコスロvakia輸出に与える影響は限定的であることが確認された<sup>85)</sup>。また、一部品目の特恵除外という妥協案も検討され、フォン・ビューローはフランス側の金融再建構想に関心を示すようになった<sup>86)</sup>。

こうして、イタリアとの協調の限界を認識したドイツは、フランスとの二国間交渉の可能性を探り始めた。4月25日には再びフォン・ビューローとマシグリが会談し、ドナウ地域での望ましくない事態に備え、大国が責任を問わることのないよう、フランス・ドイツが農業国にかつて与えた優遇措置を暫定的に検討すべきであるとの提案がなされた<sup>87)</sup>。フォン・ビューローはまた、イタリアのグランディがすでに深い悲観論に傾き、消極的傍観に徹する姿勢をとっていると述べ、ドイツ・イタリア協調の実質的解消をフランスに示唆した<sup>88)</sup>。

4月28日、ロンドン会議で設置された四大国の金融専門家による特別委員会報告書が発表された<sup>89)</sup>。この報告書は、3月29日に公表された国際連盟金融委員会報告書を再検討したうえで、ドナウ諸国への金融支援に対し、より慎重な立場から評価を提示したものである。委員会は、前報告

---

84) *DDI, vol. XII, No. 14.*

85) AMAE, 166 PAAP, 519, doc. 13-19, "Suite des négociations ; 7 Avril - 25 Mai 1932", (以下、カートン番号519のみ記載).

86) Ibid.

87) Ibid, doc. 27-34.

88) Ibid.

89) Ibid, doc. 37-49.

書の採用を推奨せず<sup>90)</sup>、ドナウ諸国に限定した国際借款保証の必要性を否定した<sup>91)</sup>うえで、必要が生じた場合には中央銀行を通じた資金供与によって対応すべきであると結論した。例外的にオーストリアに対しては、特別借款保証の検討余地がある<sup>92)</sup>とされた。

この委員会は、イギリス代表の主導のもと、金本位制の再建を前提とした為替管理の撤廃を重視し、政府保証による支援ではなく、中央銀行主導の融資を基本方針とした。イタリア代表は、フランス案に過度に傾倒することを避けるべく、段階的かつ慎重な対応を提案し、ドイツ代表もこれに同調した。こうした動向に対し、フランスは政府保証に基づく共同基金(fonds communs)の創設を対案として提示し、表向きはドナウ地域を対象としていないものの、実質的には同地域への協調融資を念頭に置いていた。イギリスもまた、万一の場合にはフランスの協力を得る余地を確保しておきたいとの意図を持っていた。

さらに、5月3日には、国際連盟金融委員会のイタリア代表が本国政府に対し、これまでの消極的な姿勢を転換し、タルデュー・プランの通商政策案を基盤として四大国による合意形成を目指すよう提案したことが報告されている<sup>93)</sup>。

このように、イギリス、ドイツ、イタリアはいずれもタルデュー・プランに対して形式的には反対の立場をとっていたが、代替案を欠き、またドナウ地域諸国の財政破綻に際してはフランスの支援を頼らざるを得ないという現実を抱えていたのである。ロンドン四大国会議で大きく後退した構想は、各国の協調を模索する動きに審議再開の可能性が生じたかに思われた。

## (五) 静かな終焉

1932年5月上旬、国際的な金融支援の見通しが断たれ、タルデューが

---

90) Ibid.

91) Ibid.

92) Ibid.

93) Ibid, doc. 58-59.

選挙で敗れた結果、タルデュー・プランは事実上停止を余儀なくされた。5月8日のフランス下院総選挙において、タルデューは敗北し、首相兼外相の地位を失うことが確定した。これにより、フランス主導によるドナウ地域再建構想の継続もまた、政治的基盤を喪失し、事実上頓挫した。

政権移行期にあたる5月中旬、タルデューは最後の外交的努力として二通の覚書を作成した。ひとつは5月11日付「ドナウ地域協定の草案に関する包括的覚書<sup>94)</sup>」であり、他方は5月17日付「ドナウ問題に関するフランスの覚書<sup>95)</sup>」である。前者には、これまでの交渉経緯と問題点が簡潔に整理されており、後者では、ドナウ地域における特恵関税制度の導入を擁護するとともに、構想の対象地域をポーランド、ブルガリア、スイスにまで拡張しうる広域経済構想が提示された。この覚書は、地域再建の責任を大国に課しつつ、交渉の主導権を速やかにイギリスが引き継ぐよう促す形で結ばれている。

これらの文書は、タルデューによるドナウ地域経済再建構想にかんする最後の公的記録であり、ジャック・バリエティはこれを「タルデューの遺言書<sup>96)</sup>」と呼んでいる。確かにそれは、宛先を持たない遺書であった。タルデューの構想は、大国間の利害調整の限界、特に英独伊の慎重または敵対的姿勢の前にその道を閉ざされたのである。

タルデューの後任として、6月にはエドゥアール・エリオ (Édouard Herriot) が首相兼外相に就任した。6月14日に開催された仏伊外相会談において、イタリアのグランディ外相は、「ドナウ地域の経済統合機構にイタリアが参加するかと問われれば、もしそれがタルデューの示した路線であれば、イタリアは明確に反対する。しかし、イタリアの経済的・政治

---

94) Ibid, doc. 70-80, “NOTE d’ensemble SUR LE PROJET D’ENTENTE DANUBIENNE”.

95) AMAE, 166 PAAP, 519, doc. 94-110, “MÉMOIRE FRANÇAIS SUR LA QUESTION DANUBIENNE”.

96) Bariéty, Jacques, “Der Tardieu-Plan zur Sanierung des Donauraums (Februar-Mai 1932)”, p. 386, “Internationale Beziehungen”.

的利益を反映した枠組みであれば、協議に応じる用意がある<sup>97)</sup>」と述べた。これに対しエリオは、「いわゆる『タルデュー・プラン』はもはや存在しない<sup>98)</sup>」と明言し、より広範な新基盤のもとで再交渉を開始する意思を示した。

このように、タルデュー・プランは1932年初夏にかけて、国際交渉の舞台から静かに姿を消していった。ドナウ地域経済再建計画に体現された、ヨーロッパの経済的統合は、政治的基盤の喪失と大国間の利害不一致により、歴史的試みとしての幕を閉じることとなったのである。

#### (六) 小 括

本章では、1932年春のロンドン四大国會議を中心とする一連の外交過程を通じて、タルデュー・プランが経済再建の組織化を通じた経済的統合の可能性を模索しつつも、大国間の構造的対立とフランス国内の政治的変化によって頓挫した過程を検証した。

ドナウ経済再建問題は、当初の広域的・組織的な再建構想から、次第に個別国家レベルでの財政安定化策や二国間交渉へと軸足を移していった。タルデュー・プランの挫折は単なる構想の失敗にとどまらず、フランス主導の多国間制度化の試みが戦間期ヨーロッパにおいていかに困難であったかを示す象徴的事例であったと言える。

### むすび——タルデュー・プランの残響と歴史的意義の再考

本稿は、1932年春にフランス首相兼外相アンドレ・タルデューが提案した「タルデュー・プラン」を、ヨーロッパにおける経済的統合の試みとして再検討し、その構想過程と国際交渉の展開を多国間的視座から再構成

97) *DDI vol. XII*, No. 96, "COLLOQUIO TRA IL MINISTRO DEGLI ESTERI, GRANDI, E IL PRESIDENTE DEL CONSIGLIO E MINISTRO DEGLI ESTERI FRANCESE, HERRIOT", Ginevra, 14 giugno 1932.

98) *Ibid.*

した。従来の研究が外交的失敗や二国間関係の分析に主眼を置いてきたのに対し、本稿では、通商政策および金融支援という具体的手段と、それに対する他国の反応が交錯する動的過程として、「構想」と「交渉」を不可分のものとして捉える視点を導入した。

タルデュー・プランは、経済的脆弱性を抱えるドナウ諸国を対象に、関税協定の再編と金融的安定化を通じて地域経済秩序の再構築を目指した。その設計思想には、ブリアンの「ヨーロッパの連邦的連合構想」の理念的継承ならびに金融力に裏打ちされたフランスの経済外交路線の延長線が認められる。同時に、この構想はロカルノ体制下の地政学的安定をドナウ地域に拡張するというフランスの戦略的意図とも結びついており、経済的統合を手段として国境線の固定化、安定化を図る政治構想の性格を帯びていた。

しかしながら、この構想は国際交渉の具体的過程においてさまざまな障壁に直面した。特に、イタリアがゼメリング協定を通じてオーストリア・ハンガリーとの連携を独自に推進し、ドイツが二国間優遇条約を基盤とした通商戦略を強化し、さらにイギリスが通貨政策および自由貿易の原則から慎重な金融支援姿勢を取ったことは、主要国がいずれもフランス案に対して明確な支持を示さなかった事実を浮き彫りにした。また、国際連盟経済・金融委員会との連携も、制度的裏付けの乏しさと各国の協調意識の希薄さゆえに、効果的に機能しなかった。

それにもかかわらず、本稿で明らかにしたとおり、タルデュー・プランはその構想提示から交渉展開に至る過程で、一定期間にわたり各国の公式な応答を引き出し、協議の対象として国際的に扱われた点で注目に値する。この意味で、本構想はたとえ実現に至らなかったにせよ、交渉の俎上に実際に上ったという意味で「経済的統合のプロトタイプ」としての歴史的意義を備える。特に、地域単位での金融支援と通商調整を組み合わせたアプローチは、後の開発援助構想や域内協力機構の制度的萌芽を先取りする構想的特徴を有していた。

その意味でタルデュー・プランは、1930年代初頭における危機対応の枠組みとして、単なる外交的挿話にとどまらず、後の国際的経済援助政策

の先駆的試みとも位置づけられよう。例えば、第二次世界大戦後にフランスが旧植民地や発展途上国に対して展開した経済協力政策<sup>99)</sup>や、さらには1980年代の中南米債務危機における国際通貨基金（IMF）やアメリカ主導の再建モデル<sup>100)</sup>においても、タルデュー・プランが先行的に提示した共同基金構想、金融技術、地域的安定化の理念と技術的枠組みが通底している。

さらに重要なのは、タルデュー・プランの挫折が示唆する、「経済的統合構想」と「地政学的戦略」の複雑な関係である。フランスにとっては、経済協力はあくまで地政学的安定達成の手段であったが、他国にとっては、フランスの地域的霸権の拡大と映り、結果的に不信と反発を招いた。構想が頓挫した翌年の1933年1月にはナチス政権が成立し、ヨーロッパ国際秩序は一気に不安定化へと向かった。また、1932年6月のローザンヌ会議においても、フランス代表の通商提案に対し、ドイツ代表が「タルデュー・プランの残滓」として疑義を呈したこと<sup>101)</sup>は、構想がその後の国際交渉にも影響を及ぼし続けたことを示している。

なお、ローザンヌ会議や1933年のロンドン世界経済会議における通貨安定化構想は、タルデュー・プランに含まれていた考え方と通じる部分<sup>102)</sup>があるが、いずれも本構想が提案された時期とは異なる国際的条件と政治的力学の中で議論されたものであり、その具体的意義と影響の検証については別稿での考察課題としたい。

バデルが指摘するように、タルデュー・プランはUDEやCAEDから

99) 例えば、フランスのロメ協定など。ロメ協定については、田中俊郎、“EU（欧洲連合）の対南部アフリカ政策：ロメ協定を中心にして,” 法學研究、vol. 71, no. 1, pp. 27-63, Jan. 1998.

100) 例えば、途上国累積債務問題への対応としての「ベーカー構想」、「ブレイディ提案」など。「ベーカー構想」、「ブレイディ提案」にかんしては、井上博、 “ベーカー構想とブレイディ提案——途上国累積債務問題に対する多国籍銀行の対応とアメリカの政策（2）——”、京都大学経済論叢、vol. 145, no. 3, pp. 356-379, Mar. 1990.

101) *ADAP, Bd. XX, Nr. 254, 27. Juli 1932.*

102) Schirrmann, Sylvain and Poidevin, Raymond, *op. cit.* pp. 287-303.

LECEへと緩やかに継承された<sup>103)</sup>が、人的連続性も確認できる。同プランの設計に関与したジャック・リュエフは、1948年5月のLECEハーグ会議において第2委員会の討議を主導し、最終的に関税同盟に至ることを見据えた関税障壁の段階的撤廃や、為替、通貨の安定化を含む決議の形成に寄与した。これらの到達点は、通貨統合を除けば1957年のローマ条約に制度化された内容と重なり合う論点を多く含んでいる<sup>104)</sup>。

もっとも、プランは「経済的統合構想」と「地政学的戦略」の複雑な関係ゆえに一旦は頓挫した。この1930年代の経験に照らせば、戦後の経済統合が、ECSC（欧州石炭鉄鋼共同体）から出発し、EEC（欧州経済共同体）へと限定的な空間から漸進的に拡大していった選択<sup>105)</sup>は、当時の教訓を反映したものと理解しうる。他方で、戦間期の経験がLECEやECSC形成へいかなる経路で受け継がれたのかという点については、引き続き外交文書に基づく実証的検証が求められる。その意味で、戦後ヨーロッパ経済統合との連続性の観点からも、タルデュー・プランは「経済統合のプロトタイプ」としての性格を帶びていたと評価できる。

以上の検討を踏まえつつ、本稿は、フランスの構想意図と他国の外交的対応を一次史料に基づいて再構成し、多国間の相互作用のなかにタルデュー・プランの生成と頓挫の論理を読み解くことを試みた。その際、各國の対応を比較可能な次元で分析することにより、戦間期における経済的統合構想が抱えた内在的な限界と、各國の経済的、地政学的利害の交錯が交渉にいかに作用したかを明らかにすることができたと考える。

もっとも、本稿が扱ったのは、あくまで構想過程と外交応答の国際関係的側面に限定されており、各國の国内政治、経済団体、中央銀行といった

---

103) Badel, Laurence, "Les promoteurs d'une union douanière et économique".

104) 小島健、『欧州経済統合におけるトランスナショナル・ネットワーク——1950年代』、日本EU学会年報、2021, vol. 2021, no. 41, pp. 152-176.

105) Badel, Laurence, Bussière, Éric, Dumoulin, Michel, Ranieri, Ruggero, Grosbois, Thierry. "Cercles et milieux économiques", dans Robert Frank (dir.), *Les identités européennes au XXe siècle*, Paris, Publications de la Sorbonne, 2004, pp. 13-45.

国内アクターの役割や、対象国での受容過程といった視点は今後の検討課題として残されている。また、タルデュー・プランが仮に実現していた場合、いかなる地域秩序の再編が可能であったかという反事実的検討や、戦後の欧州統合史における位置づけについても、さらなる分析の深化が期待される。

佐々木 裕史 (ささき ひろふみ)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

専攻領域 國際関係史 フランス外交史